

佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度 第1回会議 会議録

日 時：令和4年5月30日（月）午後1時30分から

会 場：佐倉市役所 1号館 3階会議室

出席者：

<審議会委員> 犬塚博委員、安藤豊明委員、清水知子委員、土屋庄一郎委員、
半谷恵美子委員、遠藤恵子委員、高島史暁委員、中村千草委員、
田中百合江委員、齋藤ひろみ委員

<事務局> 市民部長、自治人権推進課〔課長、担当3名〕、こども家庭課〔1名〕
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2名〕

次第等：

◆委嘱状交付

◆市長挨拶

◆委員自己紹介

◆佐倉市男女平等参画審議会の概要について

◆会長、副会長の選出について

◆議題

(1) 会議の公開並びに会議録について

(2) 佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会委員の推薦について（報告）

(3) [諮問] 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について

(4) 市民意識調査について

◆講話

講師：遠藤 恵子 氏 [城西国際大学国際人文学部国際文化学科 准教授]

テーマ：男女平等参画社会の現状と課題について

午後1時28分 開会

【事務局】 ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度第1回会議を開催いたします。

委員の方々におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

[委嘱状交付] [市長挨拶] [出席委員自己紹介] [事務局職員自己紹介]

【事務局】 佐倉市男女平等参画審議会の概要について、事務局から説明します。

【事務局】 佐倉市男女平等参画審議会は、「佐倉市男女平等参画推進条例第17条」に、その設置が定められており、「男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な

推進に関し、必要な事項を審議する」とされています。

審議会の所掌事項は、「市長の諮問に応じて、基本計画その他男女平等参画に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」「男女平等参画の推進に関し必要があると認める事項について調査研究し、市長に意見を述べること」です。具体的には、男女平等参画基本計画の策定や見直しに関する事、基本計画に掲げられている施策の進行状況、男女平等参画推進センターの管理に関する事などについてご審議いただきます。

次に条例第18条では、「審議会は、委員は12人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとする」、また「委員は、公募に応じた市民並びに事業者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」、「委員の任期は2年間とし、再任を妨げない」と定められています。

続きまして、今期の審議会スケジュールですが、令和4年度は、全体で3回の開催を予定しております。

本日は、このあと、会長・副会長の選出、佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について（諮問）、「男女平等参画に関する市民意識調査」の実施について、ご説明をいたします。

次回、2回目の会議は7月下旬から8月上旬を予定しております。

内容は、「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で掲げております施策の進行管理調査結果（令和3年度分）について」ご説明いたします。また、本日これからご説明いたします、市民意識調査の実施についてご審議いただきまして、質問内容を決定いたします。さらに、「性の多様性に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドライン」の策定について、ご説明いたします。

3回目の会議は11月頃を予定しております。内容は、2回目の会議でご説明いたします、第4期基本計画の進行状況について、評価をいただく予定です。また、こちらも2回目の会議で説明いたします、性の多様性に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドラインの内容について、ご審議をいただく予定です。

来年度、令和5年度につきましては、現在のところ、3回、もしくは4回の会議を予定しております。基本計画の進行状況（令和4年度分）について評価いただくほか、佐倉市男女平等参画推進センター ミウズの管理運営についてご審議いただく予定です。この佐倉市男女平等参画推進センターは、指定管理者によりまして管理運

営しております。現在の指定管理期間が令和2年度から令和6年度までとなっておりますので、令和7年度以降の管理運営について、ご審議いただく予定となっております。

また、現在の基本計画【第4期】の計画期間は、令和2年度から令和13年度までとなっておりますが、この計画の進行状況、社会情勢の変化、今年度実施いたします市民意識調査の結果を踏まえまして、基本計画【第4期】の見直しについて、ご審議いただく予定です。

なお、見直しにあたっては、審議会内に検討部会を設置いたしまして、ご検討いただく予定となっております。

【事務局】これから議事を進めていくにあたり、会長及び副会長の選出をお願いします。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第4条に、「審議会に会長、副会長、各一人を置き、委員の互選により定める」と規定されていますが、ご意見等ございますか。

[意見なし]

【事務局】事務局案ということでご提案してもよろしいでしょうか。

[委員から賛同あり]

【事務局】それでは、事務局案として、平成28年度より審議会委員を務めていただき、前回の任期で副会長を務めていただいた、田中委員に会長をお願いしたいと考えています。また、齋藤委員に副会長をお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

【事務局】それでは、会長は田中委員、副会長は齋藤委員をお願いします、この後の議事運営を会長をお願いします。

[正副会長挨拶]

【会長】それでは、議事に入ります。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。

本日の出席委員は、10名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、議題(1)会議の公開並びに会議録について、事務局から説明をお願いします。

します。

【事務局】 会議公開並びに会議録については、佐倉市情報公開条例第 20 条の規定により、原則公開となっておりますが、その詳細は、審議会として決定する必要があります。

まず、市の審議会等の会議は、佐倉市情報公開条例第 20 条により、原則として公開することとなっておりますが、法令に規定されている場合や、個人情報に係るもの、また、会議を公表することにより、議事運営が阻害される場合などには、例外として非公開とすることができるとしております。

次に、確認・協議事項、審議会等の会議の公開に関する要綱規定事項等として、(1) 会議開催の事前公表、(2) 会議の傍聴、(3) 会議を例外的に非公開とする場合、(4) 会議録について、(5) 会議録の確認、確定があります。

このうち、(5) 会議録の確認、確定、会長および副会長により会議録を確定する、があります。

これは、会議録を公開するにあたり、事務局が作成した会議内容を、会長および副会長の確認をもって、確定するというものです。流れとしては、会議終了後、事務局から会長と副会長あてに、会議録（案）を送付し、その内容をご確認して、誤字等の訂正箇所があれば、校正していただき、事務局にご返送いただきます。文言修正をした後、事務局で市役所の市政資料室への配架の手続きをとり、市民へ公開という手順です。なお、本日の会議より、会議録を作成いたします。

最後に、会議の公開に係るその他の取扱いについては、会長・副会長に一任するものとしています。

続いて、傍聴要領（案）です。こちらは、当審議会の傍聴を希望する方に遵守していただくことを列記したものです。

この、会議の公開並びに会議録についてと、傍聴要領は、この会議で承認されますと、任期中に開催される全ての審議会会議で準用されることを、申し添えます。

【会長】 ただいまの説明で、質疑のある方は、挙手をお願いします。

【副会長】 この規定は、今まではなかった規定ですか。それとも何か変更等がありましたか。

【事務局】 変更等はありません。任期 2 年間の初めての会議ということで、改めてご審議いただきます。

【会長】 他にございますか。

【委員】 佐倉市情報公開条例第 20 条の条文が載っていないため、確認が出来ません。

【事務局】 手元に資料を用意していないため、後ほど配布いたします。

【会長】 本日、傍聴希望の方は、いますか。

【事務局】 いらっしゃいません。

【会長】 本日、傍聴人はおりませんので、こちらの採決は、資料の配布後に行います。

続いて、(2) 佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会委員の推薦に移ります。説明をお願いします。

【事務局】 佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会の担当課は危機管理課で、委員の任期は 2 年です。

防災会議は、地域防災に関する重要事項について、また、国民保護協議会は、国民の保護計画に関する施策について、意見をいただく会議です。いずれも、男女平等参画の視点を地域防災に反映させるため、男女平等参画審議会から委員を選出するものです。

今回の推薦については、危機管理課への回答期限が 4 月 11 日であったため、会長と事務局で協議を行い、半谷恵美子委員をお願いすることにしました。

なお、今後、他の附属機関等から、委員の推薦依頼等があった場合も、その案件のみで審議会を開催することは、委員の皆様にご負担をおかけすることになりますことから、会長と事務局で協議のうえ、推薦委員の調整を行い、次の会議で、委員の方に報告するというので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。

【会長】 ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。

[挙手なし]

【会長】 では、推薦依頼の取扱いについて、ご了承いただける方は挙手をお願いします。

[挙手確認]

【会長】 全会一致で了承とします。

続いて、情報公開条例の資料が届きましたので、会議の公開並びに会議録についての議題に戻ります。

【事務局】では、読み上げさせていただきます。

佐倉市情報公開条例第20条。地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 1、法令又は他の条例に特別の定めがある場合
- 2、不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- 3、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合。以上です。

【会長】 質疑がなければ、賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手確認]

【会長】 全会一致で了承とします。

続いて、(3) 諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 諮問につきまして、読み上げをいたします。

佐自第86号。令和4年5月30日。佐倉市男女平等参画審議会会長様。佐倉市長西田三十五。佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について（諮問）。

佐倉市男女平等参画推進条例（佐倉市条例第41号）第17条第2項第1号の規定により、次のとおり諮問いたします。

諮問内容。1、佐倉市男女平等参画基本計画に位置付けた取組につきまして、より実効性のある施策を推進するため、計画における事業の進行状況（令和3年度分）の総合評価について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

2、佐倉市男女平等参画基本計画の目標の達成度を測り、今後の施策推進のための資料として活用する「男女平等参画に関する市民意識調査」を実施するにあたり、調査の内容について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

3、市職員や教職員が、性の多様性について正しく理解し、状況に応じた適切な対応ができるようになることを目指した「多様な性に関する職員（教職員含む）

対応ガイドライン」の策定にあたり、ガイドラインの内容について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

[諮問書を会長に提出]

【会長】 (4) 佐倉市男女平等参画に関する市民意識調査の調査票の内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 第4期計画では、新たに、計画の目標値を設定いたしました。目標値の一部の指標は、今年度実施予定の男女平等参画社会に関する市民意識調査にて確認することとなっております。また、令和5年度に計画の見直しについてご審議いただく予定です。

目標値の達成度合いを測り、第4期計画の見直しにあたっての資料とするため、また、市民の皆さまの意識、現状を把握するため、市民意識調査を実施します。

まず、市民意識調査のスケジュールですが、本日の会議で市民意識調査票の素案についてご説明いたします。委員の皆様には、本日の審議会ののち、調査票素案にご意見等ございましたら、資料7-4の「令和4年度男女平等参画に関する市民意識調査 調査票（案）へのご意見等」にご記入いただき、用紙をご提出いただきます。いただいたご意見をもとに調査票を修正して、次回の審議会で、修正した調査票素案を確認していただき、調査票の内容を決定します。9月に調査を実施、10月から集計・分析作業をします。その後、分析結果を参考にしつつ、令和5年度に計画の目標値の達成度合いの確認や、計画の見直し作業を行う予定です。

次に、調査票の素案について説明いたします。前回の調査票をベースに計画の目標値の達成状況を測るために必要な項目、また、経年比較を行う必要がある調査項目などは残しております。回答者の負担を減らし、回収率をあげるため、質問や選択肢をわかりやすくするとともに、必要性を精査し、削除した質問もあります。結果、社会情勢に合わせ追加した質問もあるため、質問項目は平成29年度調査とほぼ同じですが、平成29年度調査よりもボリュームを抑えたものとなっています。

資料7-1「令和4年度 市民意識調査 質問項目（案）」の表で、「R4」の欄に「○」がついている項目は、現段階で、今回調査項目とする予定の質問です。「H29 調査項目」の欄に「○」がついている項目は、前回、29年度に実施した調査の質問項目です。資料7-3として、29年度に実施しました市民意識調査の調査票をお配りしていますので、適宜ご覧ください。また、「目標値指標」欄に「☆」がついている

項目は、計画の目標値の指標達成状況を測るために必要な項目となっています。

次に、調査票の素案ですが、引き続き、資料 7-1「令和 4 年度 市民意識調査 質問項目（案）」と次に資料 7-2「令和 4 年度男女平等参画社会に関する市民意識調査 調査票（案）」を使ってご説明いたします。

資料 7-1 の表の分類欄を分類ごとに説明します。まずは、「(1)男女平等意識について」です。該当する設問は、問 1、問 2 になっています。実際の調査票（案）である資料 7-2 のページは 1 ページ目です。こちらは、計画の目標値の指標を測るために必要な質問のため、前回の 29 年度調査と同様の内容となっています。

次に、「(2)家庭生活について」です。該当する設問は問 3～問 6 です。問 3-1 が新規の設問となっています。新規の設問とした理由は、平成 29 年度には、「未既婚・共働きの状況」にて、一つの設問で婚姻と共働き状況を聞いていましたが、共働きではない場合、片方だけ働いているのか、それとも、どちらとも働いていないのかの判断がつかない等、分析に支障が生じたため、今回の調査では婚姻状況と共働き状況を分けて聞くことにしました。ここでは、「家庭生活における役割分担の理想」と「男性が介護や育児に関わる時間が少ない理由」についての設問を前回から外しました。「家庭生活における役割分担の理想」は、必要性和回答項目の多さを考慮し、今回外すこととしました。「男性が介護や育児に関わる時間が少ない理由」については、問 5、問 6 があることや、29 年度の調査票を見ていただくとわかりますが、日本と海外との比較となっており、とっつきにくさがあると考え、今回外すことにしました。また、残りの問 3～5 につきましては、平成 29 年度調査から文言の一部変更や、選択肢を減らしております。最後の問 6 は、基本的には同じですが、選択肢 8 の「わからない」を追加しております。

次に、「(3)子育て・教育について」です。該当する設問は、問 7、問 8 です。問 7 ですが、問 7 は質問文と選択肢 2 の文言を変更いたしました。問 8 に変更はございません。また、「子どもたちの将来についての希望」は必要性和回答項目の多さから、「子育てを支援するために重要なこと」は、こども政策課が実施する、子育てに関するニーズ調査においても同様の質問項目があるため、今回外すことにしました。

次に、「(4)職業(就業)について」です。設問は問 9～問 15 です。まずは前回と変更のない設問は、問 9、問 10-1、問 11、問 14 です。問 10 は文言を変更していま

す。問 15 は、文言の変更と選択肢を少し減らしております。

前後いたしますが、問 12 についてご説明いたします。問 12 ですが、前回に比べると大きく内容を変更しております。29 年度調査で記載していた 4 つの制度を、育児休業と介護休業の 2 つにしぼり、取得の有無のみを問 12 では聞くことにしました。そして、取得していない理由を新規の問 12-1 で聞くことにしました。同じく問 7 のもう一つの新規の質問、問 13 「育児休業、介護休業制度利用に対する意識」は、近年、男性の育児休業取得が推進されるなど、育児・介護休業は以前に比べて社会全体で取得を推進していく流れとなっています。今後、制度利用への意欲について調査することは、市民のワークライフバランス意識を知る一助になると考え、今回新規で設定しました。また、「職場における子育て支援制度」ですが、こちらは質問内容が事業所向けのため、今回外すことにいたしました。それに合わせ、付随する質問の「育児休業を取得する際の不安」についても外すことにしました。

次に、「(5) 地域活動について」です。該当する設問は問 16 です。ここは、設問の変更はありませんが、選択肢がかなり多かったため、まとめられるものはまとめて、後は平成 29 年度調査時の回答割合を参考にし、選択肢を減らしました。

次に、「(6) 人権について」です。該当する設問は問 17～問 21 です。問 17 は、29 年度調査では、「女性の人権侵害」としていましたが、今回の調査では「人権が尊重されていない」に変更し、選択肢も減らしています。次に問 18、19 ですが、こちらの 2 つについては、今回、新規に追加した質問です。諮問にもありましたが、今年度「多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドライン」を策定する予定のため、それに関連して、多様な性に関する知識等について、市民がどの程度理解しているのかを確認することが必要と考え、今回追加しました。次に問 20、問 21 は、DV 被害に関する質問です。問 20 の（ウ）の文言を少し変更いたしました。問 20-1-1 については、29 年度調査と変更はございません。残り 2 つの問 20-1-2、問 21 は、文言の変更や選択肢を減らしております。

次に、「男女平等参画推進センター」について」です。こちらは、分類を削除することを検討しています。質問の「男女平等参画推進センターの認知度」については、「(7) 男女平等参画施策について」に移動します。また、「男女平等参画推進センターが実施すべき事業」については、ミウズで毎年、利用者アンケートを行っていることや、問 24 「男女平等参画社会づくりのために力を入れるべきこと」でミウ

ズに限らず、佐倉市に実施してほしい施策について聞いているため、今回外すことにいたしました。

次に、「(7) 男女平等参画施策について」です。該当する設問は問 22～問 24 です。問 22、問 23 については、前回の調査と変更はありません。問 24 については、選択肢によっては文言を一部変更し、選択肢 8 を新しく追加しました。

最後に、「属性」についてです。資料 7-2 調査票（案）にあります F1 の性別については、選択肢 3 を追加しました。F4 の家族構成は、29 年度調査に比べ、まとめられるものはまとめて、選択肢を減らしました。職業については、今回の調査では「(4) 職業(就業)について」に移動し、パートナーの職業は外すことにいたしました。属性 F2 年齢、F3 の居住地域については、変更はございません。

委員の皆様には、本日の説明と資料を参考に、調査票の素案についてご意見等ございましたら、6 月 15 日（水）までに、資料 7-4 「令和 4 年度男女平等参画に関する市民意識調査 調査票（案）へのご意見等」にご記入のうえ、お配りしている返信用封筒で返送いただくか、またはメールでご連絡をお願いします。ご意見等がない場合は、提出は不要です。最初にご説明いたしましたが、いただいたご意見を参考に調査票の素案を修正し、次回の審議会では説明、審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【会長】何か質疑がありましたら、挙手をお願いします。

【委員】この調査の対象者は、どのように選ぶのですか。資料 7-2 調査票（案）の(6)「人権について」の 20 と 20-1 に暴力を受けた経験があると相談の有無についての設問があり、対象者によっては実態が反映するかが気になったので、お伺いします。

【事務局】対象者は、住民基本台帳より無作為に選び、調査書類を送る予定です。

【委員】何件くらい送る予定ですか。

【事務局】3,000 件、送る予定です。

【委員】回収率はどれくらいですか。

【事務局】前回の回収率は、31.8%です。有効回答件数は 954 件です。

【会長】他にございますか。

【委員】紙の調査だけですか。

【事務局】インターネットでの調査も検討したのですが、インターネットでは、や

はり興味のある方に回答がかたよってしまう恐れがあるため、今回は、紙のみで回答を検討いたしました。

【会長】 他にはございませんか。

[質疑なし]

【会長】 それでは、本日の議事を終了します。この先の進行は、事務局にお返しします。

【事務局】 長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、次第の8に移ります。

審議会委員で、男女平等参画に関することの有識者である、城西国際大学国際人文学部国際文化学科 准教授の遠藤恵子先生より、「男女平等参画社会の現状と課題について」を、お話しいただきます。

【遠藤恵子氏】

[講話「男女平等参画社会の現状と課題について」]

【事務局】 ありがとうございました。

続きまして、次第の9のその他といたしまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から、ご報告をいたします。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

[男女平等参画推進センター令和3年度事業報告]

【事務局】 最後に、次回の審議会の日程について、事務局よりご報告いたします。

【事務局】 次回の審議会については、8月1日月曜日の午前中を予定しております。期日が近くなりましたら、開催通知をお送りいたします。

【事務局】 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。

午後3時33分 閉会